

不法就労外国人に関する通報報奨金制度に反対する会長声明

- 1 茨城県は、新年度の早い時期から「通報報奨金制度」を始めると明らかにした。この制度は「不法就労」の外国人に関する情報を市民から募り、摘発につながった場合に報奨金を支払うとのことである。

大井川和彦茨城県知事は、不法就労対策のためであると述べているが、当該制度は不法就労問題の本質的解決にならないことはもちろん、外国ルーツ、外国籍者、無国籍者といった外国につながる人びとに対する差別と偏見を助長するものであることから、当会は、当該制度創設に反対する。

- 2 「不法就労」には、在留資格のない外国人が就労している場合のほか、在留資格がある外国人がその在留資格で認められた範囲を超えて就労している場合や、在留資格がある外国人が入管から許可を得ずに資格外の就労する場合が含まれる。いずれにせよ、就労しているという外形的な事実だけでは、それが「不法就労」かどうかは明らかではないし、そもそも、見た目だけでその人物が外国籍であるかもわからない。

それにもかかわらず、報奨金付きの「不法就労」の外国人に関する情報提供制度を創設すれば、一般市民に対し、外国につながる人びとが就労しているだけで、不法就労ではないかという疑いの目を持たせることになり、外国につながる人びとに対する不当な偏見を生み、社会に差別と分断を生じさせることになる。

現時点で、茨城県としては、通報対象は不法就労者を雇用している事業者にするとのことであるが、通報の対象を事業者にしても、外国につながる人びとが就労しているという状況を一般市民に監視させ、意識化させることで、不当な偏見と差別と分断を生じさせることには変わりはないものである。

- 3 不法就労対策を講じる必要があるというのであれば、なぜ不法就労が生じているのか原因を分析し、原因を解決するための合理的な方策が取られるべきである。

茨城県における不法就労者は農業分野が多くを占めており、これは農業分野の深刻な人手不足からくるものである。

また「不法就労」となる外国人の中には、技能実習生等がパワハラや性的搾取、劣悪な労働条件、労働環境などを理由に逃げ出した者も少なくない。

したがって、茨城県における不法就労の改善のためには、「農業」に従事できるより柔軟な在留資格を創設等、深刻な人手不足産業における人材確保制度のほか、転職や転籍がより円滑にできるための制度改正、相談体制のより一層の整備など、窮地に立たされる外国人を生み出さないような制度を確立することが必要である。

当会としても、既に行っている外国人のための各種相談業務に加えて、かかる制度の確立に向けた国に対する働きかけに関しても、県と協力体制を構築していきたいと考えているところである。

- 4 以上より、当会は、外国籍者など外国につながる人びとに対する過剰な偏見、差別を生み、社会の分断を招く通報報奨金制度に強く反対し、直ちにこれを撤回するよう求める。

2026年（令和8年）3月11日

茨城県弁護士会 会長 遠藤俊弘